

佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会委員等の
報酬及び費用弁償に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会規約第17条第2項の規定に基づき、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、日額6,500円とする。ただし、その勤務時間が4時間以内の場合は、日額の半額を支給するものとする。

2 前項の報酬は、佐久市、臼田町、浅科村及び望月町の長並びにその他の常勤の職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成10年条例第2号)に定める旅費を費用弁償として支給する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年12月22日から施行する。